# 【消費者の皆様へ】

# 「食品表示110番」をご存じですか?

# く食品の偽装表示ホットライン>

日常のお買い物などで、不審な表示を見かけたら、 食品表示110番にお知らせ下さい。

皆様の声が、食品表示の適正化につながります。

関東農政局 食品表示110番

電話: 048-740-0090 FAX: 048-601-0548

メールフォーム: https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto

/form/hyouji/20170120. html

## この食品表示、正しいの?

### 【食品表示110番への通報例】

- 野菜に原産地が表示されていない。
- 豚肉(ステーキ用)に「国産」と「米国産」と原産地が二 重に表示されている。
- の めばちまぐろの名称が「ほんまぐろ」と表示されている。



食品表示法に基づく食品表示制度に関する疑問点、表示方法などについてのご相談については、消費者庁又は最寄りの都道府県までお問い合わせ下さい。

連絡先は、消費者庁ホームページをご覧下さい。

消費者庁の連絡先 http://www.caa.go.jp/foods/toiawase1.html 各都道府県の連絡先 http://www.caa.go.jp/foods/toiawase2.html

【このチラシの問合せ先】 関東農政局 消費・安全部 表示・規格課 電話:048-740-0369 FAX:048-601-0548

#### (参考) 生鮮食品に必要な表示

	名 称	一般的な名称を記載 (きゃべつ、みかんなど)	
農産	原産地	国産品	都道府県名 (※1) を記載
		輸入品	原産国名(※2)を記載
物	栽培方法	原木栽培	「原木」と記載
袋詰米穀 を除く	(生しいたけ)	菌床栽培	「菌床」と記載



※1 市町村名その他一般に知られている地名でも可 ※2 一般に知られている地名でも可 注:上記のほか、一定の要件に該当する場合には、それぞれに必要な表示事項があります。

畜産物	名 称	一般的な名称を記載 (牛肉、豚肉など)	
	原産地	国産品	国産である旨(※1)を記載
		輸入品	原産国名を記載
	個体識別番号 (牛肉)(※2)	牛の個体識別番号(10桁の数字)(※3)	



- ※1 主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名でも可
- ※2 個体識別番号は牛トレーサビリティ法に基づく表示です。個体識別番号のない輸入品は除かれます。 ※3 荷口番号でも可注:上記のほか、食品の特性に応じて、また、一定の要件に該当する場合には、それぞれに必要な表示事項(保存方法、消費期限又は賞味期限、加工所の所在地・名称など)があります。

水産物	名 称	一般的な名称を記載 (ぶり、めばちまぐろなど)		
	原産地	国産品	水域名(※1)又は地域名(主たる養殖場が属する都道府県名)を記載	
		輸入品	原産国名(※2)を記載	
	解 凍	凍結させたものを解凍した場合:「解凍」と記載		
	養殖	養殖された	もの:「養殖」と記載	



※1 水域名の記載が困難な場合は、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名で可 ※2 水域名の併記は可注:上記のほか、食品の特性に応じて、また、一定の要件に該当する場合に、必要な表示事項があります。(保存方法、消費期限又は賞味期限、加工所の所在地・名称など)

加工食品を含め、食品に必要な表示の詳細は、消費者庁ホームページの「食品表示に関するパンフレット」のページをご覧下さい。

食品表示に関するパンフレット・Q&A・ガイドライン



http://www.caa.go.jp/foods/qa.html#m01